

覚 書

設置者(以下「甲」という。)及び施工業者(以下「乙」という。)は合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けた合併浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

記

1. 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し口頭の期限を定めその瑕疵の補修を請求し又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。
2. 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善が、甲の責に帰すべく事由に基づくものである場合にはすることができない。
3. 乙は、甲から第1項の規定による瑕疵の修補を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上覚書の証として本書2通を作成して、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 設置者 住所
氏名 印

乙 施工業者 住所
氏名 印